

裁判員裁判と性犯罪

平山真理*

目次

- はじめに 問題の所在
 - 刑事手続における性犯罪被害者支援
 - 性犯罪事件と裁判員裁判
- まとめに代えて

はじめに 問題の所在

2009年5月21日より導入された裁判員制度は導入前の様々な懸念とは裏腹に、協力的かつ積極的な国民の支持¹⁾により、心配されていたよりも順調なスタートを切ったと評価できるのではないだろうか。

裁判員制度が従来の刑事手続に実質的に、あるいは副次的にどのような効果を与えるかについては多くの研究が既にあるが²⁾、裁判員制度導入に

* ひらやま・まり 白鷗大学専任講師

- 1) 裁判員制度導入前の調査においては、「(どちらかと言えば)参加したくない」とする意見が7割～8割を占めていたものも多かったが、いざ開始されると、参加した裁判員の多くが積極的に記者会見に臨むなどの姿勢が見られた。また、裁判所からの裁判員候補者が呼び出された際の出席率も8割～9割と高く、まじめな国民性ゆえだろうか、協力的姿勢がうかがえる。しかしこれは、裁判員制度導入後まだ日の浅い時期の言わば熱気のようなものに包まれた特殊状況の中でこそ見れるものなのかもしれない。その意味では、あまりに厳しく、かつ曖昧な守秘義務を見直す等、国民の今後の協力体制をどう維持して行くのかの議論が今後の見直しに向けて必要である。
- 2) 裁判員制度による影響については例えば、「特集 刑事裁判はどう変わるのか」『法と民主主義』No. 444 (2009年2月)。また被害者参加制度との相乗効果については、平山真理「刑事裁判はどのように変わるのか 被害者参加制度と裁判員制度のインパクト」『青山法学論集』第51巻第1・2合併号(2009年12月)585～606頁。

よる影響として、大きな注目を集めてきたのは量刑への影響である。とくに1999年に内閣に設置された司法制度改革審議会において裁判員制度の導入が提言された際には導入予定のなかった「被害者参加制度」が2008年12月から開始され、一定の重大な刑事事件においては両制度が重疊的に適用されることになった。ゆえに被害者の観点が裁判員にどのような影響を与え、それが量刑にいかなるかたちで反映されるのかも活発に議論された³⁾。ここでの懸念は、峻烈な被害者感情に裁判員が直に触れてしまうことで、厳罰化につながるのではないか、というものであったが、裁判員制度が開始され、約半年が経過した2009年度末においては、被害者参加を伴う、伴わないを問わず、裁判員裁判においては従来と大きな量刑の開きがないことが新聞各紙で報じられた⁴⁾。しかし、実は、ある特定の犯罪においてはこの「厳罰化」が見られる。それは性犯罪事件裁判である。

本稿では、裁判員裁判によって性犯罪事件が扱われる際に、どのような課題があるのかを考えたい。また、そこでは従来の量刑と比べどのような変化が見られているのかを考察する。裁判員制度が司法への「市民感覚の反映」なのだとしたら、性犯罪事件に対する従来の量刑と市民感覚の間に「ズレ」があった、ということの意味する。本稿では性犯罪事件を裁判員裁判で審理することの課題について考察するとともに、これらの「ズレ」にいかに取り組んでいくのかについて論じたい。

刑事手続における性犯罪被害者支援

1. 起爆剤としての性犯罪被害者

我が国における被害者対策はとくに1990年代後半以降進み始めたと評価することができる⁵⁾。この背景となる社会的出来事としては、1995年の阪

3) 例えば「特集 被害者参加と裁判員裁判」『刑事法ジャーナル』No.16(2009)30～54頁など。

4) 「裁判員厳罰化見られず 被害者参加制度本社集計」2010年1月5日付読売新聞

5) わが国においては「犯罪被害者等給付金制度支給法」は1981年より施行され、被害者

神・淡路大震災や地下鉄サリン事件の存在が大きいであろう。

わが国の刑事手続における被害者支援は、1996年2月に警察庁が「被害者対策要綱」(以下要綱)が発出され、各都道府県警に当面の基本的方針と推進すべき施策が示されたことから始まる。この意味においてわが国の被害者支援は警察がイニシアティブをとってきたと評することができよう。この要綱では、殺人事件の遺族、少年の被害者、そして性犯罪被害者に重点を置くことが挙げられた。この中でも警察がとくに焦点をおいたのは性犯罪被害者だと言えよう。この要綱のもとで警察は、性犯罪捜査を専門的に扱う「性犯罪捜査指導官」および「性犯罪捜査指導係」を各都道府県警に設置し、実際の性犯罪捜査の指導や、性犯罪全般に深い知識のある専門捜査官の育成に努めることとなったのである⁶⁾。そして、各都道府県警に女性警察官が中心となった性犯罪専門の窓口が設置された。PTSD やトラウマなど、被害後も長きにわたり苦痛を感じることも多い性犯罪被害者に対する配慮への開眼は、その他の犯罪の被害者への対応にも大きく影響したと言えよう。性犯罪被害者への対応は、被害者支援におけるまさに「起爆剤」としての役割を果たしたのである。

また、刑事手続における被害者配慮の法的整備が進んだのは、2000年5月に成立した「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」および「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に関する法律」の存在が大

に対する経済的支援制度についてのみ注目すれば、世界的に見ても決して遅い方ではなかったが、被害者に対するその他の支援への議論としては発展しなかった。諸澤英道教授は、被害者学が日本に紹介された1960年代から1970年代にかけては、わが国においても被害者学という新しい学問領域を受け入れ、質・量ともいって地のレヴェルに達した研究がなされており、多くの研究成果が挙げられていたにも拘らず、「1980年代の日本の被害者学は、どうひいき目に見ても、それ以前の20年と比較して、順調な発展を遂げたとは言い難いところがある」として、日本を「一周遅れのトップランナー」だと表現している。諸澤英道(1998)『新版 被害者学入門』(成文堂)9-11頁。

6) 板谷利加子『御直被』(角川書店 1999) 神奈川県警の警察官である著者によるこの本は、警察における性犯罪被害者支援が十分ではなかった頃から、女性警察官などが性犯罪被害者の声に耳を傾け、支援の充実の必要性を唱えてきた過程が詳細に記されており興味深い。

きい（この二つの法律を合わせて「犯罪被害者保護関連二法」と呼ぶ）。とくに前者の法律により、被害者証人に対する保護が大きく前進した。これらは、「証人の付き添い」（刑訴法157条の2）、「証人への遮へい措置」（同157条の3）、ビデオリンクシステムによる別室での証言」（同157条の4）などが挙げられる。これらそれぞれの措置についての議論は本稿では割愛するが、それぞれの条文において、対象とする証人の中心に性犯罪被害者を掲げていることに注意が必要である。

さらに、同じく上記2000年の刑訴法改正によって、親告罪の告訴期間の撤廃についても、性犯罪がその対象として中心的に扱われている（刑訴法235条1項第一号⁷⁾）。これは、警察にその被害を申告することを躊躇してしまうことが性犯罪被害者においてはとくに顕著に見られることが考慮されたことが大きい。

このように、性犯罪被害者への配慮の必要性は、刑事手続における被害者支援一般に大きな影響力を持ってきたと評することができる。

2. 性犯罪被害者が直面する残された課題

性犯罪は、「魂の殺人」や「心の殺人」と称されることも多く⁸⁾、それは被害者のその後の人生に与える大きな影響を物語っている。一方で性犯罪被害者は、いわゆる「レイプ神話」⁹⁾（強姦される被害者にも責任がある、

7) 高原勝哉「性犯罪被害の告訴期間の撤廃」『現代刑事法』第2巻11号（2000年11月）16～20頁参照。

8) 「魂の殺人」（soul murder）はとくに子どもに対する性的虐待を表現するためにアリス・ミラーが使用した用語である。A. ミラー著／山下公子訳『魂の殺人 親は子どもに何をしたか』（新曜社 1983）など。しかし成人でも性犯罪の被害者は被害による影響をこう表現することが多くある。大藪順子／小林美佳「対談・声なき被害者のぶんまで レイプは“魂の殺人”です」『婦人公論』Vol. 93 No. 15（2008年7月）参照。性犯罪が「いたずら」と表現されたり、また性犯罪被害者への支援が十分に発展していないわが国においては、社会の認識に警鐘を鳴らす重要な表現であると言える。

9) わが国においてこの「レイプ神話」を紹介した初期の論文として、大淵憲一「レイプ神話と性犯罪」『犯罪心理学研究』23巻2号（1986）1～12頁。

強姦は見知らぬ男女間でしか起きない、など多くの人々が強姦に対して誤まって強く信じこんでいる事柄)によって、被害者が公的機関であれ民間団体であれ、はたまた家族や友人に対しであれ、助けを求めにくい状況に追い込まれる。被害者への心身への影響は大きい犯罪でありながら、被害者が声をあげにくい状況に周りが追いやる、あるいは被害者自身が自らにその枷をかけてしまうという意味で、性犯罪は他の犯罪と違う複雑な性質を有する。

また、わが国においても「性暴力禁止法」を制定しようとする新しい動きがあることも注目に値する¹⁰⁾。性に関わる暴力は、男女間のパワーアンバランスだけでなく、性に対する偏見や、社会的構造など様々な要素が複雑に絡み合い、前述の「レイプ神話」を作り上げてしまっているのである。これらの問題に総合的に取り組むことを可能とする法律ができることが望ましいであろう。

性犯罪事件と裁判員裁判

1. 性犯罪を対象事件とすることについて

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下裁判員法)はその2条1項で、裁判員裁判の対象事件について、死刑か無期の懲役、禁錮にあたる事件、法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、のいずれかに該当する事件、としている。ゆえに、強姦や強制わいせつなどの性犯罪は裁判員裁判の対象事件とはならないが、その犯行に伴って被害者が死亡したり、怪我を負った場合、また強盗強姦事件

10) 2007年千葉県で「DV 根絶国際フォーラム」の分科会において、「性暴力禁止法」を日本でも制定しようとする呼びかけが行われたことに端を発する。現段階ではこの「性暴力禁止法」の制定は新たな法律の制定によってか、現行の刑法、刑事訴訟法を改正するかたちで実現されるのかは分からないが、注目をしたい。「性暴力禁止法」制定の呼びかけまでの背景などは、NPO 法人 Women's Action Network のウェブサイト参照。http://wan.or.jp/modules/articles0/index.php?page=article&storyid=210 (last visited 1/10/2010)

は裁判員の対象事件に含まれることになる。裁判員裁判の対象事件は、全体では年間約二千数百件であり、これは通常第一審刑事事件の約2.5%を占める。このうちいわゆる性犯罪事件は対象事件のうち約2割を占めることになる。（表1参照）

裁判員裁判の対象となる事件が重大な刑事事件に限定されていることは、国民の裁判員制度に対する不安に大きく影響してきたのではないだろうか¹¹⁾。一方、2001年6月に司法制度改革審議会が発表した「司法制度改革審議会意見書」では、重大な刑事事件に限定することの理由として、社会的に影響力の大きい事件は国民の関心も高いことが期待されることなどが挙げられている¹²⁾。

一方、ではその重大な刑事事件の中でも例外を認めるのか等については、司法制度改革審議会の議事録からも様々な議論があったことがうかがえる¹³⁾。対象事件に含まれても除外の必要性が検討された事件としては、「複雑困難な事件」「少年逆走事件」そして「性犯罪事件」に分けられる¹⁴⁾。ここではとくになぜ「性犯罪事件」が挙げられたのか理由を検討したい。

性犯罪被害者は刑事裁判において非常に大きな負担を感じる危険性があることは既に述べた。これらに配慮して、上述の様々な配慮措置が立法によって可能になってきたのだが、この刑事裁判の構造に一般市民が入ると、性犯罪被害者は自分のつらい被害体験をより多くの人に聞かれることになる、そのことが懸念されていることが挙げられよう。

2. 被害者への影響

そもそも性犯罪を対象事件とすることの是非が議論されたのは、被害者

11) 筆者は裁判員制度について市民講座などで話す機会もあるが、参加する市民から「軽微な事件から裁判員制度を入れて、徐々に馴染ませるべきではないか」という意見をよく頂く。

12) 司法制度改革審議会意見書 102頁。

13) 司法制度改革審議会議事録、第32回、第43回。

14) 内田亜也子「裁判員裁判の対象事件に関する一考察 複雑困難事件、少年逆走事件、性犯罪事件議論を中心に」『立法と調査』No. 298（2009年11月）

表1 罪名別裁判員対象事件数(2004年~2008年) 網かけ部分が性犯罪事件

罪 名	2004	2005	2006	2007	2008
総 数	3,800	3,632	3,111	2,645	2,324
強盗致傷	1,146	1,111	939	695	590
殺 人	761	690	642	557	543
現住建造物放火	357	322	331	287	234
強姦致死傷	316	274	240	218	189
傷 害 致 死	229	205	181	171	173
強制わいせつ致死傷	167	132	161	168	136
強盗強姦	197	165	153	129	125
覚せい剤取締法違反	145	118	125	94	106
強盗致死(強盗殺人)	136	123	72	66	86
偽造通貨行使	151	244	40	62	36
通貨偽造	53	76	30	17	23
集団強姦致死傷	N/A	14	16	23	18
危険運転致死	38	43	56	51	17
麻薬特例法違反	20	19	14	13	10
保護責任者遺棄致死	8	8	14	10	8
爆発物取締罰則違反	6	3	1	4	8
銃砲刀剣類所持等取締法違反	23	37	40	29	6
そ の 他	47	49	56	51	16
対象事件における性犯罪事件の割合	18%	16%	18%	20%	20%

内田亜矢子「裁判員裁判の対象事件に関する一考察～複雑困難事件，少年逆送事件，性犯罪事件の議論を中心に～」『立法と調査』No. 298 4頁を参考に作成。

への影響を懸念してのことである。性犯罪被害者にとっては当然ながら、証人として出廷するとしても、或いはたとえ希望して被害者参加人として参加するとしても、多大な苦痛とプレッシャーにさらされなければいけない。また、前述した被害者証人への配慮措置などによって、被告人や傍聴人からは遮へいやビデオリンクによって顔を見られないということが可能であっても、裁判員からはその姿を見られることになる。また、被害者参加人は遮へい措置は利用できても、ビデオリンクは利用できないことにも注意が必要である。（刑訴法316条の39）。被害者にとっては自分の被害を顔を知ることになる人が増えるということは苦痛を意味するであろう。そのうえ、裁判員は地方裁判所の管内の選挙人名簿から選択されるために（裁判員の選任手続については後述）、被害者の居住する地域で裁判が行われる際には、裁判員が被害者の知りあいである可能性があり、それは多くの被害者にとって大いに懸念されるところであろう。

また、裁判員や補充裁判員には厳しい守秘義務が課され、職務上知り得た秘密（被害者のプライバシーなどはこれに含まれることになる）や評議の秘密を他人に漏らせば、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる可能性がある（裁判員法108条）。しかし、補充裁判員にはこの守秘義務はなく、選任手続で性犯罪被害者のプライバシーに関わる情報を知っても、それらの情報を保護できないことが懸念されていた。この点について、性犯罪事件の裁判員裁判では各地方裁判所において配慮が試みられている。また最高裁も性犯罪裁判の裁判員選任手続では被害者の実名を明かさず、イニシャルや年代にとどめ、裁判長が個別に質問することで被害者の関係者が確認する方針を打出している¹⁵⁾。

また、民間団体等も積極的に提言を行っている。例えば、2010年1月に盛岡地裁で強姦致傷事件の裁判員裁判が行われることが決定した際に、盛岡市のNPO法人「参画プランニング・いわて」は盛岡地方裁判所に対し、

15) 「裁判員対象の性犯罪裁判 候補に被害者名告げず 最高裁方針 イニシャルなどで質問」西日本新聞2009年5月30日夕刊。

「犯罪被害者に対する二次被害の防止に向けた要請」(以下「要請」)を提出した¹⁶⁾。この「要請」の中では、被害者に裁判員候補者の名簿を開示し、被害者が利害関係人を指摘して除外できるようにすること¹⁷⁾、被害者の生活圏の住民を裁判員から除外すること、裁判員選任過程で被害者特定事項を開示しないこと、裁判官、裁判所職員及び裁判員が裁判開始前に性犯罪被害や二次被害について正確に知る時間を持つこと、被害者が希望すればビデオリンクや遮へい措置をとり、ビデオリンクでは声を変成すること、供述調書の法廷での扱いについて被害者と十分に協議すること、プライバシー保護についての被害者への十分な説明、被害者の性別が一方に偏らない配慮、被害者特定情報の秘匿厳守、被害者保護の観点から弁護士や検察官に対する適切な訴訟指揮を行うこと、が盛り込まれている。刑事裁判の枠組みのなかで、どこまででき得るかという課題はあるが、日ごろ性犯罪被害者に接する機会が多く、被害者のニーズや懸念に最も敏感な団体の提言は傾聴すべきである。

さらに、性犯罪事件を審理する裁判員の選任について、最高検察庁は2009年8月に、「性犯罪に係る被害者のプライバシーに配慮するために、被害者と生活圏や人間関係が共通する裁判員候補者を選任しない方針を積極的に地裁に求める方針を全国の地検、高検に求める」と発表した¹⁸⁾。この不選任は被害者のプライバシーを考えれば当然、「理由を示さない不選任」(裁判員法)ということになり、これが性犯罪事件裁判においては積極的に利用されることを意味する。性犯罪を裁判員裁判で審理することの大きな懸念としては、被害者がプライバシーに対する配慮が十分でないと感じてしまうがために、告訴をしなかったり、また捜査に積極的では

16) 筆者による同法人に対するインタビュー。2010年2月5日於もりおか女性センター。

17) 2009年6月最高裁は性犯罪被害者に対し検察を通じて先に裁判員候補者名簿を開示して関係者を特定してもらおう対応策を打ち出した。「裁判員選任、性犯罪で特例 関係者事前に除外 最高裁」朝日新聞2009年6月5日33頁。

18) 「裁判員裁判：性犯罪事件の裁判員、身近さで除外範囲、最高検被害者に配慮」毎日新聞2009年8月26日1頁。

なくなってしまうがために、性犯罪が一層潜在化することにつながらないか、というものであろう。性犯罪被害者への配慮がより充実し、それが周知徹底されることが何より重要となろう。

3. 量刑と性犯罪裁判員裁判

それでは、裁判員裁判によって性犯罪事件が扱われることで、量刑にはどのような影響を与えているのだろうか。繰り返すが、まだ裁判員制度が新しいこともあり、これは「これまでのところ」の分析であることを断っておきたい。2010年1月末現在で、裁判員裁判により判決が出されたものは計186件あった。これらを主な罪名、検察による求刑、判決ごとに一覧表にすると、表2のようになる。なお、求刑判決において罰金については省略をした。また、執行猶予付判決の後に（保）と記されているのは、保護観察が付けられたことを意味する。

表2からも分かるように、裁判員裁判においても、「求刑の8割」¹⁹⁾という、従来の量刑相場と大きな開きがないことが分かる。しかし、性犯罪を事件として含む裁判の大部分でかなり重い判決が言い渡されていることが分かる。ただし一件だけ例外があるが（11月30日奈良地裁判決）、これについては次に論じることにする。

4. 裁判員とジェンダーをめぐる議論

性犯罪を含んだ事件で裁判員裁判で審理されながら、検察官の求刑に比べかなり軽い判決が出た奈良地裁11月30日判決について説明したい（以下奈良ケース）。この事件は2009年5月に、奈良県において被告人A（無職23歳）、被告人B（無職23歳）、被告人C（無職22歳）、被告人D（無職21歳）が共謀し、20代の女性を性的暴行を加える目的で軽ワゴンの後部座席に押し込んで連れ去り、この女性のひざや腰に怪我を負わせた、というも

19) 裁判員裁判における量刑の「基準」をめぐる議論として重要なものとして、城下裕二「裁判員制度における量刑」『法律時報』81巻1号（2009）20～26頁。

表2 裁判員裁判開始～2010年1月末までに判決の出た裁判についての一覧表。網かけ部分が性犯罪事件の裁判。2009年中に行われた裁判員裁判については、「check! 裁判員時代」朝日新聞2009年12月29日13頁をもとに作成した。

判決日	裁判所名	主な罪名	求刑	判決 (求刑の何%か)		徳島	殺人、現住放火	19年	11年(61%)
8月						大阪	強盗致傷	7年	6年(86%)
6日	東京	殺人	16年	15年(94%)	16日	熊本	傷害致死	7年	6年(86%)
12日	さいたま	殺人未遂	6年	4年6月(75%)		大分	殺人	18年	14年(88%)
9月					22日	さいたま	通貨偽造、行使	3年	3年猶5年(保)
4日	青森	強盗強姦	15年	15年(100%)		東京	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年(保)
9日	神戸	殺人未遂	4年	3年猶4年(保)		小田原	強盗致傷	6年	3年猶5年(保)
	大阪	覚せい剤取締 法違反	10年	5年(50%)		甲府	殺人未遂	5年	3年猶5年
	山口	殺人未遂	4年	3年猶4年(保)	23日	福岡	強制わいせつ 致傷	4年	2年6月(63%)
11日	さいたま	強姦致傷	6年	5年(83%)	26日	大阪	通貨偽造、行使	4年	2年6月(63%)
	福岡	殺人	10年	6年(60%)	28日	沼津	強盗致傷	8年	7年(88%)
16日	和歌山	強盗殺人	無期懲役	無期懲役(100%)	29日	大津	強盗致傷	A:7年, B:6年	A:5年(71%), B:3年(50%)
17日	津	強盗致傷	8年	6年6月(81%)		立川	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年
	高松	放火	7年	6年(86%)		富山	殺人	20年	17年(85%)
18日	千葉	強盗致傷	4年	3年猶5年(保)		甲府	強盗致傷	15年	9年(60%)
	福岡	殺人	10年	6年(60%)		浜松	殺人	15年	13年(87%)
	千葉	覚せい剤取締 法違反	12年	8年(67%)		京都	強盗致傷	7年	5年6月(85%)
10月						堺	強盗致傷	10年	8年(80%)
1日	横浜	殺人	22年	19年(86%)		鳥取	強盗殺人未遂	22年	21年(95%)
2日	郡山	殺人	20年	17年(85%)		松江	強盗致傷	6年	5年(83%)
5日	さいたま	放火	10年	9年(90%)	11月				
7日	大阪	覚せい剤取締 法違反	10年	7年(70%)	6日	仙台	殺人	20年	17年(85%)
8日	横浜	現住放火	4年	3年猶5年(保)		大阪	殺人未遂	5年	3年猶5年(保)
	東京	強盗致傷	7年	5年(71%)	9日	東京	殺人未遂	12年	9年(75%)
9日	福井	強盗致傷	10年	8年(80%)	11日	大阪	覚せい剤取締 法違反	11年	8年(73%)
	岐阜	殺人未遂	12年	8年6月(71%)	12日	千葉	覚せい剤取締 法違反	11年	7年(64%)
	名古屋	傷害致死	7年	5年6月(69%)		立川	現住放火	5年	5年(100%)
	岡山	殺人未遂	7年	6年6月(81%)					

裁判員裁判と性犯罪（平山真）

13日	広島	強盗致傷	6年	5年(83%)		千葉	強盗致傷	7年	6年(86%)
	大阪	覚せい剤取締 法違反	12年	9年(75%)		東京	覚せい剤取締 法違反	10年	8年(80%)
	東京	強盗致傷	9年	8年(89%)		神戸	殺人	4年	3年猶4年(保)
	大津	強盗致傷	6年	3年猶5年(保)		札幌	覚せい剤取締 法違反	11年	7年(64%)
	大阪	強盗致傷	6年	4年(67%)		岐阜	現住放火	5年	3年(60%)
18日	仙台	強盗致傷	9年	7年(78%)	4日	宇都宮	殺人	20年	18年(90%)
	神戸	強盗致傷	12年	9年(75%)		名古屋	強盗致傷	5~10年 (少年)	5~10年(100%)
19日	大津	強盗致傷	10年	8年(80%)		大津	強盗致傷	6年	4年(67%)
	青森	強盗致傷	8年	6年6月(81%)		岡山	強盗致傷	7年	5年(71%)
	さいたま	強盗致傷	5年	3年猶5年(保)		熊本	強盗致傷	10年	10年(100%)
	宮崎	現住放火	6年	5年(83%)		広島	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年(保)
20日	札幌	強制わいせつ 致傷	13年	8年(62%)	7日	大阪	覚せい剤取締 法違反	12年	8年6月(71%)
	千葉	覚せい剤取締 法違反	12年	10年(83%)		千葉	覚せい剤取締 法違反	8年	6年(75%)
	徳島	殺人	15年	12年(80%)	8日	大阪	殺人未遂	7年	6年(86%)
	長崎	強制わいせつ 致傷	4年	3年猶4年(保)	9日	東京	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶4年
	仙台	強盗致傷	10年	9年10月(98%)		和歌山	殺人	10年	7年(70%)
	東京	準強盗致傷	8年	8年(100%)		山口	現住放火未遂	3年	2年6月猶3年(保)
	広島	殺人	17年	16年(89%)		鹿児島	傷害致死	4年	3年猶5年
	熊本	殺人未遂	6年	4年(67%)	10日	名古屋	殺人	18年	17年(94%)
26日	沼津	強盗致死	25年	24年(96%)		千葉	覚せい剤取締 法違反	8年	6年6月(81%)
	松山	傷害致死	6年	2年6月(50%)		小田原	殺人未遂	7年	6年(86%)
	鹿児島	強盗致傷	7年	5年(71%)		長野	殺人	23年	22年(96%)
	水戸	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年(保)		名古屋	強盗致傷	5年	3年6月(70%)
27日	札幌	強盗致傷	6年	5年(83%)		岡崎	強盗致傷	6年	3年猶5年(保)
	千葉	強盗致傷	8年	7年6月(94%)		京都	傷害致死	5年	3年猶5年
30日	奈良	集団強盗致傷	A:6年 BCD	A3年(50%)、BCD :3年猶5年(保)		岐阜	強制わいせつ 致傷	4年	3年(75%)
12月					11日	さいたま	強盗致傷	10年	8年(80%)
3日	仙台	強盗致傷	6年	5年(83%)		千葉	強制わいせつ 致傷	4年	3年猶5年
	山形	現住放火	5年	3年猶4年					

立命館法学 2009年5・6号(327・328号)

	前橋	強盗致傷	7年	6年(86%)		千葉	放火	6年	4年6月(41%)
	立川	集団強盗致傷	14年	13年(87%)		立川	覚せい剤取締 法違反	12年	10年(83%)
	広島	強盗致傷	6年	4年6月(75%)	14日	水戸	銃刀法違反	7年	6年(86%)
	姫路	逮捕監禁致死	10年	9年6月(95%)	15日	大阪	強盗致傷	5年	3年猶5年
14日	大津	強盗致傷	11年	9年(82%)		神戸	強盗致傷	6年	5年(83%)
	大阪	殺人未遂	10年	7年(70%)		北海道	殺人	無期懲役	20年
	横浜	傷害致死	7年	5年(71%)		那覇	強盗致傷	5年	3年猶5年
16日	仙台	強盗致傷	6年	3年猶5年(保)		大阪	覚せい剤取締 法違反	13年	11年(85%)
	千葉	覚せい剤取締 法違反	12年	9年(75%)		静岡	殺人, 銃刀法 違反	20年	17年(85%)
	宮崎	強盗致傷	7年	6年6月(93%)	18日	千葉	覚せい剤取締 法違反	13年	9年(69%)
	鳥取	強盗致傷	6年	3年(50%)		神戸	逮捕監禁致死 遺体遺棄	8年	6年(75%)
17日	千葉	覚せい剤取締 法違反	13年	11年(85%)	20日	千葉	覚せい剤取締 法違反	9年	7年(78%)
	東京	覚せい剤取締 法違反	13年	9年(69%)		千葉	強盗致傷	5年	3年猶5年
	京都	殺人	5年	3年猶5年(保)	21日	立川	強制わいせつ 致傷	3年6月	3年猶4年(保)
	佐賀	殺人	13年	5年(38%)		神戸	強盗致傷	12年	9年(75%)
	札幌	強盗致傷	8年	6年(75%)		高知	強制わいせつ 致傷	4年	3年猶5年
	千葉	傷害致死	10年	6年(60%)		名古屋	覚せい剤取締 法違反	12年	8年(67%)
	岐阜	通貨偽造, 行使	4年	3年猶5年		千葉	殺人未遂	13年	12年(90%)
	福岡	傷害致死	12年	9年(75%)		仙台	殺人未遂	14年	11年(79%)
	那覇	殺人未遂	6年	4年(67%)		福岡	殺人	10年	9年(90%)
	熊本	通貨偽造, 行使	3年	2年6月猶3年(保)	22日	大阪	強制わいせつ 致傷	4年	3年猶5年(保)
	鹿児島	強盗致傷	7年	6年(86%)		さいたま	殺人	15年	13年(87%)
18日	千葉	強盗致傷	8年	6年(75%)		東京	強盗致傷	9年	6年6月(62%)
	岡山	殺人未遂	8年	5年3月(66%)		千葉	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年(保)
	長崎	現住放火	6年	5年(83%)	25日	静岡	強盗強盗	16年	13年(87%)
	郡山	強盗致傷	5年	5年(83%)		前橋	強盗致傷	13年	12年(92%)
	さいたま	放火	3年	3年猶5年(保)	27日	神戸	強盗致傷	7年	6年6月(93%)
	立川	殺人未遂	5年	4年6月(90%)		和歌山	放火	5年	2年6月(50%)
	大阪	強盗致傷	10年	8年(80%)					
	神戸	強盗致傷	7年	6年6月(93%)					
2010年 1月									
13日	神戸	強盗致傷	6年	5年(83%)					

裁判員裁判と性犯罪（平山真）

	大 津	殺人	20年	15年（75%）		島 根	放火	6年	5年6月（92%）
	京 都	殺人	18年	16年（89%）		那 覇	殺人	7年	6年（86%）
28日	千 葉	強盗致傷	9年	7年（78%）		岐 阜	殺人未遂	5年	3年猶5年（保）
	千 葉	危険運転致死	15年	14年（93%）		前 橋	銃刀法違反	8年	7年（86%）
	東 京	強制わいせつ 致傷	3年	3年猶5年（保）		盛 岡	殺人	13年	11年（85%）
	名古屋	殺人	13年	12年（92%）		大 阪	強盗致傷	7年	4年（57%）
	山 口	強盗致傷	8年	5年（62%）		さいたま	危険運転致死	10年	6年（60%）
	立 川	覚せい剤取締 法違反	10年	9年（90%）		横 浜	殺人未遂	4年	2年6月猶4年（保）
29日	静 岡	強姦致傷	12年	9年（75%）		千 葉	覚せい剤取締 法違反	13年	11年（85%）
	長 崎	殺人未遂	4年	3年猶5年		東 京	殺人	12年	7年（58%）
	福 島	殺人未遂	5年	2年6月（50%）					

のであった。姦淫行為は未遂に終わったが、この女性がけがをしたため、刑法181条2項の集団強姦致傷罪に問われたものである。

この裁判における判決は裁判員裁判で性犯罪事件が審理されたその他の裁判に比べ量刑が軽く、また4人のうち3人には執行猶予がついたため、その量刑の軽さにも社会的注目が集まった。この裁判の裁判員6人全員が男性で、女性は補助裁判員の一人のみであり、その事実との関連の可能性にも社会的関心が集まった²⁰⁾。

ところで、最終的に裁判員が選任されるまでには、次のような何層ものプロセスを踏む。

- (1) まず、管内の選挙管理委員会がその地域に住民票のある、選挙権を有する者の中からくじにより選んだ者について「裁判員候補者名簿」を作成し、それに基づいて地方裁判所が翌年の裁判員候補者名簿を作成する（裁判員法20条～23条）この名簿作成は毎年12月ごろ行われ²¹⁾、名簿に記載された裁判員候補者には通知が送られる（同25条）。この名簿作成の時点で、「学校教育法に言う義

20) 「検証・裁判員裁判」朝日新聞2009年12月10日

21) 最高裁の裁判員制度についての HP。http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/06_11_17_tetuzuki_image.html (last visited 1/15/2010)

務教育を受けていない者」「禁錮以上の刑に処せられた者」²²⁾「心身の故障のため裁判員の職務遂行に著しい支障がある者」は欠格事由に当てはまるとして、裁判員候補者から外される(裁判員法14条)。

- (2) この通知には「調査票」が同封されており、通知を受けた裁判員候補者は、国会議員や法曹関係者など「就職禁止事由」(裁判員法15条)に自分が当たらないか、重い病気を抱えていたり、とくに裁判員として務めるのが困難な事情があるのであれば、それを回答することになる。
- (3) 裁判員対象事件の審理予定が入れば、各地方裁判所は上記「裁判員候補者名簿」の中から、個別の事件ごとに裁判員候補者をくじで選ぶ(裁判員法26条3項)。各事件ごとに、50人から100人の候補者が選ばれる²³⁾。
- (4) これら候補者は裁判所に呼び出され、質問手続などにより、不適格事由に当てはまらないかどうか、辞退事由を認めるべきかどうかなどを判断する(裁判員法34条)。さらに、検察側、弁護側とともに、候補者について「理由を示さない不選任」の請求をすることができる(裁判員法36条)。
- (5) 上で絞り込まれた候補者の中から、必要であればクジなどを使用して、最終的に裁判員と補充裁判員が決定される。

ゆえに、上記(1)~(5)までの過程の中で、仮に性別に基づいた選任があり得るとすれば、(4)の「理由を示さない不選任」においてである。この他の段階では、その地方の選挙権者の男女比か、クジによる偶然的要素のみが影響することになる。そのため、たとえ(4)において性別に基づいた(理由を示さない)忌避が行われても、そこから更に(5)でくじ等による抽選となることが多いと思われ、わが国における裁判員選任過程は偶然的要素の占める割合が大きいことも特徴の一つである²⁴⁾。

22) 禁錮以上の刑に処せられたことが過去にあっても、その執行が終わってから10年が経過すれば刑は消滅したとみなされ(刑法34条の2)、その者は裁判員候補者になることができる。しかし、裁判員制度を「国民の司法参加」と表現するのであれば、そこでいう「国民」には被害者は含まれず、「国民(と被害者)」と「加害者」というように、二分してしまっているのではないかという問題もある。同様の指摘として、豊崎七絵「若手研究者が読み解く法(13)刑事訴訟法 現代治安政策と『刑事裁判への被害者参加』」『法と民主主義』419号(2007年6月)44~49頁参照。

23) 前掲21)最高裁 HP。

24) 諸外国の国民の司法参加制度とその選任手続を概観できるものとして、神谷説子・澤康臣『世界の裁判員 14カ国イラスト法廷ガイド』(日本評論社 2009)など。

ここで、この奈良ケースを含む、2010年1月末時点集計で合計33件の性犯罪事件裁判員裁判について、事件の概要、検察官の求刑、判決、裁判員の性別構成についての一覧表「表3」を参照してほしい。

これを見ると、確かにこの奈良ケースでは他の強姦致傷事件と比べ、主犯格の被告人に対する判決も検察の求刑の半分と、軽い。奈良ケースでは、その量刑理由として、被告人B、C、Dについては被告人Aの指示や行動が犯行のきっかけの一つとなったこと、3人の被告人は主犯格の被告人Aと比べると犯行への関与が低いこと、また被告人Aと他の3人の被告人との関係等が考慮され、執行猶予付判決となったことがうかがえる²⁵⁾。一方、主犯格の被告人Aに対しては、「発案から準備・実行にわたり中心的な役割を担った」として、実刑判決が下された²⁶⁾。確かにこの奈良ケースの犯行は、加害者が集団で性的暴行をする目的で後部座席の広いワゴン車を運転し被害者を物色するなど、犯行は非常に計画的で犯情も悪い。しかしなお、主犯格の被告人Aにも比較的軽い判決が下されたのはなぜだったのであろうか。他の強姦致傷事件（姦淫行為は未遂に終わったもの）の裁判員審理と比較しても、まだサンプル数そのものが少ないため、特徴立った要因を指摘することは難しい。あえて挙げるとすれば、被告人の年齢やその家族との関係から、また被害者の数などから、他の裁判より軽めの量刑結果となったと言うべきであろうか。

たとえば表3を見ると、裁判員の構成は6人中女性が一人のみのものも何件かあるが、その他の性犯罪事件裁判と同じく、従来の量刑に比べると重い判決が下されている。

一方、この奈良ケースで裁判員を務めた市民が判決後の記者会見でコメントしていることは注目に値する。この記者会見では、裁判員3人、補充裁判員3人が参加したが（既に述べたように、このうち女性は補充裁判員

25) 「裁判員法廷④奈良集団強姦致傷・判決1人に実刑、3人は猶予付き」朝日新聞2009年12月1日朝刊34頁。

26) 同上。

表3 2010年1月末までに判決の出た性犯罪事件を含む裁判員裁判

判決日	裁判所名	罪 名	事件の概要等	判決：求刑	裁判員の男女比
2009年					
9月4日	青 森	強盗強姦	22歳の被告人がアパートに侵入して、女性に性的暴行を加え、現金を奪った2件の強盗強姦や窃盗等4件が併合審理された。性犯罪事件の被害者のうち2人は「ビデオリンク」で意見陳述した。	15年：15年	女1：男5
10月22日	東 京	強制わいせつ致傷	23歳の被告人が被害者に暴行を加え、けがを負わせた。被害者との間に示談が成立していることが考慮され、執行猶予が付けられた。	3年猶5年(保)：3年	女3：男3
10月23日	福 岡	強制わいせつ致傷	25歳の被告人が遊歩道で20代の女性に暴行を加え、わいせつな行為を行った。	2年6月：4年	女1：男5
10月29日	立 川	強制わいせつ致傷	41歳の被告人が散歩中の33歳の被害者に対し、わいせつな行為をしてけがをさせた。	3年猶5年：3年	女2：男4
11月13日	大 津	強姦致傷	35歳の被告人がビジネスホテルに宿泊していた女性に性的暴行を加えようとしてけがをさせた。	3年猶5年(保)：6年	女4：男2
11月20日	札 幌	強制わいせつ致傷	28歳の被告人が路上で女性を押し倒し、けがをさせた。	8年：13年	女1：男5
"	長 崎	強制わいせつ致傷	24歳の被告人が女子中学生にわいせつな行為をしようとしてけがを負わせた。	3年猶4年(保)：4年	女3：男3
"	仙 台	強姦致傷	39歳の被告人が、自転車に乗った女子高生の首にカッターナイフを突き付けて押し倒し、性的暴行を加えた。裁判員の一人が被告人に「むかつくんですよ」と発言したことで注目された。	9年10月：10年	女2：男4
"	東 京	準強姦致傷	36歳の被告人が被害者に睡眠薬を飲ませ、性的暴行を加えた。	8年：8年	女2：男4
			45歳の被告人が女子高生にわい	3年猶5年(保)：	

裁判員裁判と性犯罪（平山真）

11月26日	水戸	強制わいせつ致傷	せつな行為をはたらいてけがをさせた。	3年	女3：男3
11月27日	札幌	強姦致傷	32歳の被告人が20代の女性に対し、性的暴行を加えようとしけがをさせた。	5年：6年	女4：男2
11月30日	奈良	集団強姦致傷	20代の被告人4人が20歳の被害者を性的暴行目的で車に押し込み、けがをさせた。	A3年，B，C，D3年 猶5年（保）：A6年，B，C，D6年	女0：男6
12月4日	名古屋	強姦致傷	19歳の少年が17～26歳の女性4人に性的暴行を加えた。裁判員裁判初の少年事件。	5～10年：5～10年	女3：男3
"	熊本	強姦致傷	28歳の元消防士報告人が女性4人に性的暴行やわいせつ行為を行った。4件は併合審理された。被害者参加制度も適用された。被害者の一部との間には示談が成立している。	10年：10年	女2：男4
"	広島	強制わいせつ致傷	41歳の元警備員の被告人が女性にわいせつな行為をしようとしてけがをさせた。女性裁判員1人が解任されたが、理由はあきらかにされなかった。	3年猶5年：3年	女3：男3
12月9日	東京	強制わいせつ致傷	32歳の被告人がバスの中で女性にちかん行為をし、逃げる際に女性にケガを負わせた。	3年猶4年：3年	女2：男4
12月10日	岐阜	強制わいせつ致傷	27歳のとび職の被告人が女子高生にカッターを突き付けて脅し、わいせつ行為をして、頭などにケガを負わせた。	3年：4年	女3：男3
12月11日	千葉	強制わいせつ致傷	43歳の会社社長の被告人が従業員に対しわいせつ行為を行った。被害女性はついで措置で意見陳述を行った。	3年猶5年：4年	女1：男5
	立川	集団強姦致傷	42歳の被告人が知人らと、インターネットで知り合った女性に性的暴行を加えた。被害者は意見陳述を行った。	13年：15年	女2：男4
12月17日	鹿児島	強姦致傷	54歳の被告人が知りあって間もない32歳の女性に性的暴行を加	6年：7年	女3：男3

			えた。		
12月18日	神 戸	強姦致傷	49歳の被告人が知人女性に対し性的暴行を加えようとしてけがをさせた。	6年6月：7年	女2：男4
2010年					
1月15日	神 戸	強姦致傷	45歳の被告人が帰宅途中の20代の女性に性的暴行を加えようとし、けがをさせた。	5年：6年	女2：男4
"	那 覇	強姦致傷	24歳の元自衛官の被告人が20代の女性に性的暴行を加えようとして、けがをさせた。	3年猶5年	女3：男3
1月21日	神 戸	強姦致傷	28歳の被告人が小学生の被害者に対し性的暴行を加えた。被害者の母親が遮へい措置を利用して証言し、「被告人には二度と社会に出てきてほしくない」と述べた。	9年：12年	女2：男4
"	高 知	強制わいせつ致傷	34歳の被告人が50歳の被害者を駐車場に連れ込んでわいせつ行為をしようとし、けがをさせた。禁酒と性犯罪者処遇プログラムの受講が執行猶予付判決言い渡し後の説示の中で求められた。	3年猶5年(保)：4年	女3：男3
"	立 川	強制わいせつ致傷	21歳の被告人が女性を路上で押し倒し、けがをさせた。	3年猶4年(保)：3年6月	女1：男5
1月22日	大 阪	強制わいせつ致傷	28歳の被告人が被害者に対しわいせつ行為をしてけがを負わせた。被告人には知的障がいがあり、心神耗弱の状態であったと認められた。	3年猶5年(保)：4年	女2：男4
"	千 葉	強制わいせつ致傷	35歳の被告人が女性を路上でわいせつ行為を目的に押し倒し、けがをさせた	3年猶5年：3年	女1：不明5
1月25日	静 岡	強盗強姦	24歳の被告人(無職)が10代の被害者に性的暴行を加えた他、強姦や同未遂等他にも計3件の性犯罪を起こした。	13年：16年	女1：男5
			26歳の被告人が19歳の被害者宅に侵入し、性的暴行を加えよう		

裁判員裁判と性犯罪（平山真）

	前橋	強姦致傷	とした。被告人は他にも2人の被害者に対する性的暴行を認めた。被害者の一人は被害者参加制度を利用し、遮へい措置を利用して最終意見陳述を行った。	12年：13年	女3：男3
27日	神戸	強姦致傷	27歳の被告人が20代の被害者を乗用車内に連れ込み、性的暴行を加えた。	6年6月：7年	女1：男5
28日	東京	強制わいせつ致傷	22歳の被告人が路上で女性の胸を触り、けがをさせた。	3年猶5年（保）：3年	女1：男5
29日	静岡	強姦致傷	31歳の被告人が10代の女性の家に侵入し強姦したうえで、合意があった旨の書面を書くよう強要した。	9年：12年	女2：男4

1人のみ)、裁判員を務めたことに対する一般的な感想以外に次のようなコメントが見られた²⁷⁾。

「(中略)裁判員は全員男性だったが偏った結果ではなかった(男性裁判員)
「補充裁判員の区別なく意見を言えた」 (女性補充裁判員)

この男性裁判員がどのような意図でこのコメントを出したかは不明であるが、「性犯罪の被害は女性こそ理解できて、男性は十分に理解できないのではないか」という前提や懸念が多くの人の中にあるのではないか。

確かに多くの性犯罪被害者は「女性」であり、その意味では「女性・性犯罪被害者」である。しかし、その「女性であること」に注目が集まるのか、「被害者であること」に注目が集まるのかは検討すべき課題である²⁸⁾。

また、上記女性補充裁判員のコメントは、裁判官が少しでも女性の意見

27) 「裁判員裁判：県内初、主導的な1人に実刑 裁判員『もっと時間必要』」毎日新聞奈良版2009年12月1日付記事23頁。

28) 牧野雅子「刑事司法システムは、男性中心主義か 性犯罪裁判における『女性の眼』を問う」『現代文明学研究』第1号(1998)60頁では、以下のような指摘がある。「『女性被害者』に関する問題点は、『女性』故に生じるものだと短絡的に結論づけてしまいがちだ。『女性被害者』は『女性』被害者であるとともに、女性『被害者』でもある」。

を取り入れられるように配慮をした結果とも言える。青森地裁における初の性犯罪事件裁判でも(2009年9月4日判決),補助裁判員の女性の意見に積極的に耳が傾けられたことが報道等から伺える²⁹⁾。

逆に,裁判員の構成員が女性多数に偏ることもある。現に,東京地裁で2009年8月に行われた,わが国最初の裁判員裁判(殺人事件)では,女性5人男性1人と,女性多数に傾いた。これがそれほど大きな問題としてとりあげられなかったのは³⁰⁾,「マイノリティーの性としての女性が不利益を受けるおそれのある問題ではない」からという,いわば“女性への逆差別としての問題”として見るべきか,被告人への同性からの共感が得られなかったとしてもそれ程大きな問題ではないと見なされる,“厳罰化肯定・同調社会”の問題として見るべきか,いずれの理由が大きいのか検討してみるべき点であろう。

一方,次のような問題もある。性犯罪をめぐる裁判員裁判の裁判員選任過程では他の事件の場合に比べ,同性の裁判員を回避したい弁護人により女性裁判員が忌避される傾向にあり,従って男性裁判員が多くなるのではないか,という問題である。共同通信による2009年12月の報告³¹⁾によると,2009年12月11日までに審理された性犯罪裁判員裁判では,男性が計77人,女性が計43人選任され,男性が合計64%を占めたが,その他の裁判員裁判の男性比54%と比べると,10%も高い,というのである。ところで,奈良ケースにおいては,弁護人が積極的に裁判員候補者を忌避したことが報じられたが,性別との関連は報道で見る限りは不明である³²⁾。

上述のように,いわゆる理由なし忌避は当事者が柔軟に利用できるから

29) 「裁判員法廷③青森」求刑通り懲役15年性犯罪で初の裁判員判決」朝日新聞2009年9月5日39頁。

30) ただし,この被告人は裁判員6人中5人が女性であることについて,「どういう風に影響が出るんでしょうか」と心配した様子であった,と報じられた。朝日新聞2009年8月4日30頁。

31) 「性犯罪裁判は女性候補忌避?他事件と10ポイント差」中国新聞2009年12月14日付記事。

32) 「奈良の集団強姦致傷事件,裁判員20人忌避」毎日新聞2009年11月25日。

こそ「理由なし」なのであり、この制度は重要ではあるが、しかし犯罪の内容によって一方の性を排除し、その男女比が著しくアンバランスになれば（逆に場合によっては被告人に不公平な判断がでる危険性もある）、弁護士や検察官がこれに異議を申し出ることができるような制度も議論すべきであろう³³⁾。

まとめに代えて

以上見てきたように、性犯罪事件を裁判員裁判で扱うことには大きな課題があるのは確かである。また、本稿で紹介したいいくつかの性犯罪裁判員裁判は、事実関係に大きな争いはなく、その意味では、いわゆる被害者の落ち度論を弁護側が主張したり、また被害者の過去の性的生活が暴かれたり等、被害者の二次被害に結び付く事例はこれから出てくるであろうから、それらにどう対処すべきかという問題はむしろ今後本格化しよう。

ではやはり、裁判員裁判の対象事件から性犯罪は外すべきなのであろうか。しかし、これらの問題は、裁判員裁判であるがゆえの問題であるというよりはむしろ、刑事裁判で性犯罪被害者が感じる大きな苦痛にどのように取り組むかという問題であるとも言える。この意味では、全国にさきがけ兵庫弁護士会が今後裁判員裁判で性犯罪事件を含むものをすべて傍聴し、“被害者”の目線で集中的にチェックし、性被害者の負担を少しでも軽減する裁判のあり方を検討する取組を行っている³⁴⁾ことに期待したい。この意味で、群馬地方裁判所2010年1月25日判決の性犯罪裁判員裁判（被告人は強姦致傷等3件の事件で起訴。裁判は合同審理された。求刑懲役13年

33) アメリカでは性犯罪事件裁判の陪審員の性別やジェンダー観が評議や評決にどのような影響を与え得るかについて、多くの研究が行なわれている。人種やジェンダー等の属性において偏りのない陪審が出した評決に対しては市民からの支持や信頼が高い、という重要な指摘もある。H. Fukurai et al., *Race and the Jury: Racial Disenfranchisement and the Search for Justice*, Plenum Press, 1993, p. 121.

34) 「裁判員裁判、性犯罪事件を全件傍聴へ 兵庫弁護士会」神戸新聞2009年10月10日付記事。

に対し判決は12年)の判決後に、男性裁判員が出した下記のコメント³⁵⁾に注目したい。

「非常にプレッシャーを感じた。被害者の感情は生かされるのか、自分は男だが裁判員になっていいのかと思った」

なぜこの男性裁判員は「男なのにいいのか」と感じたのか。そのような意識が出る背景を我々は社会として問い直すべきである。そしてこの男性の問いに「当然いいのである」と答えられる社会を目指すべきである。

また、「防止」だけでなく、「対処」も重要であることを指摘したい。性犯罪被害者が刑事手続において傷ついたときに、どのように対処するかを、そのシステムを整備することが重要であろう。

性犯罪事件を裁判員裁判で審理することが適切かどうかを議論する際に、日本社会の中にある性犯罪に対する認識の甘さや、これまでの性犯罪に対する認識で対応できない新たな性的問題に我々が対面しているのだとしたら、裁判員裁判の導入は、我々の中にある性犯罪に対する意識を問いなおす契機ともなるのではないだろうか³⁶⁾。

わが国の刑罰を他の国のそれと比べた時、重いか軽いかについては様々な議論があり得よう³⁷⁾。しかし性犯罪加害対策、或いは性犯罪被害対策は諸外国と比べる限りは消極的であると評価せざるを得ない。もちろん、米国のように性犯罪前歴者の情報を地域住民に通知するに留まらず、広くインターネットで公開したり、さらには出所後の居住地を制限したりという

35) 「裁判員裁判：県内初、性犯罪事件被告人に懲役12年」毎日新聞 1月26日付記事23面。

36) 自身も性犯罪被害経験のある小林美佳氏は、青森地裁におけるわが国で初の性犯罪裁判員裁判を傍聴して、性犯罪被害者のプライバシーが危険にさらされることに警鐘を鳴らしたうえで「裁判員裁判をしてやっと気づいた社会の意識の低さを認識したうえで裁判のあり方自体を考え直すべきだ」と課題を投げかけるコメントを出している。「ニュースの核心：性犯罪で初の裁判員裁判 被害者の精神的負担増／岩手」毎日新聞2009年9月13日21面。

37) 王雲海『日本の刑罰は重いか、軽いか』(集英社新書 2008)では、日本の刑罰は「広くて浅い」のに対し、米国の刑罰は「二分化」しており、また中国の刑罰は「狭くて深い」と比較されており、興味深い。

対策³⁸⁾は、性犯罪前歴者の社会復帰の機会を大きく制限するものであり弊害も大きい。また、多くの国で見られる性犯罪受刑者に対する刑の長期化傾向³⁹⁾も、刑事施設における再犯防止プログラム⁴⁰⁾がどれほど効果的なのか、また社会内処遇にどのようにうまくつなげていけるのかを検証することなしには、十分な意味をなさないおそれがある。しかし性犯罪に関わる議論をタブー視してしまうことは、性犯罪被害者の回復を阻むことにもつながり、裁判員制度導入により性犯罪に対する国民の意識が問われているこの機会を契機にして、性犯罪の被害や加害にどう対応していくかの議論が活発化することを期待したい⁴¹⁾。

* 末筆であるが、生田勝義先生のご退任にあたり心からお祝い申し上げたい。生田先生に学会や研究会等でお会いした際に、生田先生が他の先生方と会話されている話題は常に刑事法の最新かつ重要な課題で、筆者もそれを横で聞きながら、大いに刺激と感銘を受け、勉強させて頂いたことに感謝したい。生田勝義先生の今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げて本稿を閉じることにしたい。

38) これら米国の性犯罪前歴者対策の動向については、平山真理「わが国における性犯罪者対策の課題 アメリカ合衆国のメーガン法施行後10年の展開事例を通して見えてくるもの」『前野育三先生古稀祝賀論文集 刑事政策の体系』（2008年4月 法律文化社）475～499頁参照。

39) 例えば韓国では、2009年10月の政府・与党発表によると、児童性犯罪者に対しては公訴時効を廃止し、有期懲役の上限を50年まで増やす（現行の上限は15年、加重処罰で22.5年）ことを可能とする「児童性暴行総合対策」が打ち出され、そのための刑罰法令が改正される予定である。中央日報2009年10月2日付記事。<http://japanese.joins.com/article/article.php?aid=121121&servcode=400§code=430>（last visited 1/10/2010）

40) わが国でも2004年12月の「奈良女児誘拐殺害事件」をきっかけに、性犯罪受刑者の再犯防止プログラムの必要性が主張されるようになった。このため、2006年5月に成立した「刑事収容者施設及び被収容者等の処遇に関する法律」のもとで、性犯罪受刑者は「特別改善指導」を受けることが義務化されることになった（同法82条2項）。

41) 本稿は、文科省科学研究費補助金助成研究 若手研究(B)「性犯罪者の再犯防止対策の現状と課題 包摂型対策と排除型対策の比較と検討を通して」（平山真理研究代表者 期間2008年4月～2011年3月）の研究成果の一部である。